

別表第 5

検査項目		包装形態	ロットの大きさ(N)	検体採取のための開梱数(n)	検体採取量(kg)	検体数
アフラトキシン (食品1粒重量が0.1g以下のもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	1	1
			281 ~ 500	50	1	1
			501 ~ 1,200	80	1	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	2 (1×2)	2
			$\geq 3,201$	210(70×3)	3 (1×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	1	1
			51 ~ 500	4(2×2)	2 (0.5×2)×2	2
			≥ 501	6(2×3)	3(0.5×2)×3	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
			51 ~ 500	3(3×1)		1
			501 ~ 3,200	6(3×2)		2
			$\geq 3,201$	9(3×3)		3
アフラトキシン (食品1粒重量が0.1gを超えるもの)	① 袋詰めで内容量がおおむね20kg以上のもの	袋	≤ 280	32	5	1
			281 ~ 500	50	5	1
			501 ~ 1,200	80	5	1
			1,201 ~ 3,200	130(65×2)	10 (5×2)	2
			$\geq 3,201$	210(70×3)	15 (5×3)	3
	② 缶入り又はカートン入りで内容量が4.5kg以上のもの	缶又はカートン	≤ 50	2	5	1
			51 ~ 500	4(2×2)	10 (2.5×2)×2	2
			≥ 501	6(2×3)	15(2.5×2)×3	3
	③ ①及び②以外のもの	小型容器包装	≤ 50	2(2×1)	1 サンプルの最小採取単位は150gとし、150g未満のものにあっては必要量を集めてこれを1サンプルとする	1
			51 ~ 500	3(3×1)		1
			501 ~ 3,200	6(3×2)		2
			$\geq 3,201$	9(3×3)		3

※ 1：穀類、豆類等のばら積み貨物の検体採取については、次のとおりとする。（食品1粒重量が0.1g以下のものは1kg、0.1gを超えるものは5kgとする。）

ア．サイロ又ははしけ（以下「サイロ等」という。）搬入時の検体採取

サイロ等に搬入する際に任意の1サイロ等を1ロットとして、ロット全体を代表する検体となるようオートサンプラー等を用いて検体採取を行うものとし、適正な時間的間隔をもって15回、計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

イ．はしけにおける検体採取

任意の1はしけ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

ウ．コンテナにおける検体採取

任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1検体（1kg又は5kg以上）とする。

※ 2：粉末状食品の検体採取については、アフラトキシン（食品1粒重量が0.1g 以下のもの）を適用する。